

日本郵政グループ労働組合の正社員組合員の皆さまへ

休職時収入サポート-GLTD-

団体長期障害所得補償保険

※「団体長期障害所得補償保険(GLTD) パンフレット別冊」を必ずあわせてお読みください。

(この制度には「業務上の身体障害のみ補償特約」「業務上の身体障害対象外特約」「就業障害定義緩和(三大疾病)特約」「親介護一時金支払特約」「医療従事者等特約」はセットされておりません。)

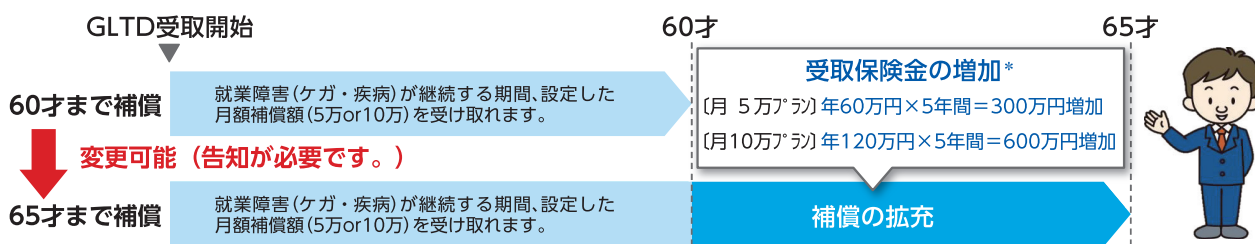
病気やケガにより、長期にわたり 働けなくなった場合、入院・自宅療養問わず、収入減を補う保険です。



既加入者

**現在60才まで補償プラン
にご加入の方****65才まで補償プラン(新タイプ)
への変更が可能です****〔現在60才まで補償プランにご加入の方〕(1A,2A,1B,2B)**

- ① お手続きをしない場合はそのまま「60才まで補償」での自動継続になります。
- ② 65才まで補償プランに変更希望の場合はお手続きが必要です。
(プラン変更は、変更時点での健康に関する告知が必要です。告知によっては切替不可になることがあります。)
- ③ 保険料は65才まで補償の内容となりますので、パンフレット中面をご確認ください。

※「60才まで補償プラン」(1A・2A・1B・2B)は新規募集を行わず、既にご加入されている方の継続のみとなります。
(「65才まで補償プラン」から「60才まで補償プラン」に変更はできません。)**保険期間(1年間) 令和9年1月1日午後4時 ▶ 令和10年1月1日午後4時**

【申込締切日】令和8年11月20日(金)

【保険料の払込み】令和9年3月24日(水)より毎月口座振替(24日が土日祝日の場合は、前営業日)

【加入申込票提出先】郵愛 GLTD サポートデスク

〈自動継続の取扱いについて〉

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたタイプでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

「休職時収入サポート-GLTD-」は 長期間働けなくなった時、収入をサポートします。



「休職時収入サポート-GLTD-」による長期の収入サポートをお勧めします。

生活費・教育費は…



引き続き必要！

勤務先は…



休職後退職
→収入ストップ！

住宅ローンは…



返済が継続！

その他は…
生命保険・医療費・年金は…



支払いが継続！

6つの特徴

※印を付した用語については、パンフレット別冊の「※印の用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

① 長期にわたる就業障害※を補償!!

公的保険や従来の所得補償保険では補えない、長期の就業障害を補償します。

② いつでも・どこでも補償!!

病気やケガの発生原因が、就業中でもプライベートでも24時間、国内外問わず補償します。

③ 自宅療養中も補償!!

入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も保険金支払いの対象となります。

④ 職場復帰後も継続補償!!

免責期間終了後、職場復帰するも就業障害が残り、所得喪失率※が20%を超える場合、所得※の喪失割合に応じて補償が継続されます。

⑤ 特約もセットされているので補償も充実!!

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって被った身体障害※による就業障害も補償。

精神障害補償特約

一定の精神障害(注)についても補償。なお、この特約による保険金のお支払いは、免責期間※終了日の翌日から起算して24か月が限度となります。

(注) お支払対象となる精神障害の例

統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など

妊娠に伴う身体障害補償特約(女性の場合)

妊娠・出産・早産・流産によって被った身体障害による就業障害も補償。

⑥ 団体制度でしかご加入できません!!

このプランは個人でご契約することはできません。

(注) お申込人、被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、裏面をご覧ください。

病気やケガで就業障害※となり、180日を超えて働けない状態が継続した場合、保険金をお支払いします。
(免責期間※180日)



さらに

ご加入された方は**生活サポートサービス**がご利用いただけます。

- 健康・医療 ●介護 ●暮らしの相談 ●認知症・行方不明時の対応相談
- 各種情報提供・紹介サービス

※パンフレット別冊をご覧ください。



令和6年1月1日始期契約より健康に関する告知の質問事項が緩和されました

改定 直近の健康状況や過去の治療歴の告知対象期間が短縮されました!

各質問事項について、ご回答いただく対象期間が以下のとおり**短縮**されました。

質問内容	対象期間 / 時点	
	改定前	改定後
直近の健康状況	過去 3 か月	告知日(ご記入日)時点
過去の治療歴	過去 3 年	過去 2 年
がん等の治療歴	これまで(過去無制限)	過去 2 年

既往歴がある方でも
プラン変更いただきやすくなりました!

ポイント



改定 妊娠に関する質問事項が廃止されました!

「妊娠に伴う身体障害補償特約」のご加入時にご確認いただいていた妊娠のご状況については、**ご回答不要**になりました。

詳細はパンフレット別冊をご参照ください。

妊娠中の方もプラン
変更いただけるようになりました!

ポイント



各質問事項の回答がすべて「いいえ」の方は 65 才まで補償プランへの変更が可能です。
●現在「特定疾病対象外」の条件付でご加入のお客さまも再告知いただくことができます。

詳細は、「健康状況告知書質問事項」およびパンフレット別冊「健康状況告知書ご記入の案内」をご参照ください。

各プランの保険金額と月払保険料

60才まで補償プラン(既加入者の自動継続のみ)

補償期間(てん補期間*)：60才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(ただし、免責期間*の翌日から起算したてん補期間終了日までの期間が3年に満たない場合は3年間)精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月免責期間：180日(免責期間中の一時的復職日数の取扱いを協定書で定めています。)

<Aタイプ>

保険金額(支払基礎所得額*) **5万円** 限度口数：1口

年 令	男性(1Aセット)	女性(2Aセット)
15～24才	322円	230円
25～29才	339円	310円
30～34才	409円	418円
35～39才	506円	581円
40～44才	701円	824円
45～49才	924円	1,071円
50～54才	1,091円	1,193円
55～59才	1,038円	1,019円

<Bタイプ* > *年収300万円以上の方のみのご加入となります。

保険金額(支払基礎所得額) **10万円** 限度口数：1口

年 令	男性(1Bセット)	女性(2Bセット)
15～24才	645円	460円
25～29才	679円	619円
30～34才	817円	836円
35～39才	1,013円	1,162円
40～44才	1,402円	1,647円
45～49才	1,849円	2,142円
50～54才	2,182円	2,386円
55～59才	2,076円	2,039円

65才まで補償プラン(新タイプ)

補償期間(てん補期間*)：65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(ただし、免責期間*の翌日から起算したてん補期間終了日までの期間が3年に満たない場合は3年間)精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月免責期間：180日(免責期間中の一時的復職日数の取扱いを協定書で定めています。)

<Aタイプ>

保険金額(支払基礎所得額*) **5万円** 限度口数：1口

年 令	男性(3Aセット)	女性(4Aセット)
15～24才	330円	236円
25～29才	350円	321円
30～34才	425円	439円
35～39才	537円	625円
40～44才	772円	931円
45～49才	1,094円	1,314円
50～54才	1,526円	1,750円
55～59才	1,767円	1,814円
60～64才	1,610円	1,482円

<Bタイプ* > *年収300万円以上の方のみのご加入となります。

保険金額(支払基礎所得額) **10万円** 限度口数：1口

年 令	男性(3Bセット)	女性(4Bセット)
15～24才	659円	472円
25～29才	700円	643円
30～34才	851円	879円
35～39才	1,074円	1,251円
40～44才	1,544円	1,863円
45～49才	2,187円	2,629円
50～54才	3,052円	3,500円
55～59才	3,534円	3,628円
60～64才	3,221円	2,964円

「65才まで補償プラン」へ変更できます。



「65才まで補償プラン」に変更をしたい！

「65才まで補償プラン」への変更が可能です。

(ただし変更時点での健康に関する告知が必要です。告知によっては切替不可になることがあります)

例えば

Aタイプ24才男性の場合

322円 ➡ 330円 差額 8円

Bタイプ29才男性の場合

679円 ➡ 700円 差額 21円

わずかな差額で補償の拡充が可能です。

- 年齢は保険始期日時時点の満年齢とします。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。
- 「65才まで補償プラン」から「60才まで補償プラン」に変更はできません。 ● 平均月間所得額*の50%以内となるよう、お申込みください。
- お支払いする保険金の額は、てん補期間*中の就業障害*である期間1か月について、協定事項明細書(協定書)に定める最高保険金支払月額*(10万円)を限度とします。

条項名・特約名	保険金の種類	募集プラン名
補償条項、基本条項	団体長期障害所得補償保険金	全タイプ 2A・2B・4A・4Bセット
天災危険補償特約	団体長期障害所得補償保険金	
精神障害補償特約		
妊娠に伴う身体障害補償特約		

保険金お支払額の例

保険金額(支払基礎所得額*) 10万円(Bタイプ)、免責期間*180日、てん補期間*65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで

ケース1 65才まで就業障害*が続いた場合

43才になる180日前に交通事故にあい、免責期間終了後も全く働けない状態が65才まで続いた。

就業障害発生

43才

65才

免責期間180日

22年間

10万円×12か月×22年= **2,640万円**

ケース2 リハビリ後、職務復帰する場合

43才になる180日前に脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が3年間続いた。その後、職務復帰したものの2年間は正常勤務でせず、1か月あたりの所得額が50%減少した(所得喪失率*が50%であった)が、それ以降は正常勤務し所得額が100%に回復した。

就業障害発生

43才

免責期間180日

10万円×12か月×3年=360万円

10万円×50%×12か月×2年=120万円

3年間(所得喪失率100%)

一部職務復帰期間2年間(所得喪失率50%)

5年間の支払総額 **480万円**

休職時収入サポート-GLTD- よくあるご質問と回答



<http://www.jprouso.or.jp/welfare/yuuai/08.html>

ホームページは
こちら



Q1 「就業障害※」とはどのような状態ですか？

「就業障害」とは、就業に支障が生じている次の状態をいいます。

- 免責期間※中(180日間)
被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。
- てん補期間※開始後(181日目以降)
身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること。

Q2 「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となる場合、取扱いはどうなりますか？

お引受けを見合わせさせていただきます。

Q3 現在、精神障害(統合失調症・うつ病・パニック障害・睡眠障害など)を患っていますが、この保険に加入できますか？

「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となる場合は、お引受けを見合わせさせていただきます。

Q4 現在疾病を患っており休職中ですが、この保険に加入したら、その疾病に対してすぐに保険金が支払われるのですか？

「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となる場合は、お引受けを見合わせさせていただきます。
またご加入をお引受けした場合でも、ご加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害※について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

Q5 免責180日間とは何ですか？

この期間の就業障害は保険金支払いの対象となりません。起算日は就業障害が開始した日です。免責期間が終了し、その翌日よりてん補期間が開始します。

Q6 保険料は掛け捨てですか？ また、加入後、保険料はずっと同じですか？

保険料は掛け捨てです。保険料は保険金額・年令・性別によって決定されますが、毎年更新時(1月1日時点)の年令によって決定するため保険料が変更となることがあります。また、料率改定等によって保険料が変更となることもあります。

Q7 保険金給付を受けている期間中に職場復帰できないまま退職した場合、その後の保険金の給付はどうなりますか？

退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金は支払われます。

Q8 手続きはどのようにすればよいですか？

以下をご参照ください。

やりたいこと	必要な対応
①現在の加入プランのまま継続したい	特段の手続きは不要(自動継続)
②65才まで補償プランに変更したい	同封の加入申込票で手続きが必要(告知内容によって切替不可の可能性あります。)
③住所や電話番号などの修正	同封の加入申込票に該当箇所を記入して提出
④契約を終了したい	同封の加入申込票に該当箇所を記入して提出

●この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●お申込人となれる方は日本郵政グループ(日本郵政株式会社とそのグループ会社)の正社員で日本郵政グループ労働組合が加入を認める方および日本郵政グループ労働組合の役職員の方に限ります。

●被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本郵政グループ(日本郵政株式会社とそのグループ会社)の正社員で日本郵政グループ労働組合が加入を認める方および日本郵政グループ労働組合の役職員の方で、保険期間の開始時点で現行プラン(60才まで補償プラン)は満15才以上満59才以下かつ健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方、新規加入プラン(65才まで補償プラン)は満15才以上満64才以下かつ健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方に限ります。

※健康保険の対象とならない方など一部ご加入いただけない場合があります。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

お問 合わせ先

郵愛 GLTD サポートデスク
0120-938-752 (平日 10:00~16:00)

「郵愛GLTDサポートデスク」は、株式会社郵愛と業務提携し共同募集を行う株式会社アドバンテッジリスクマネジメントが、保険のご案内、手続きを行っております。

【代理店・扱者】株式会社郵愛(幹事)
〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6
(事務代行・非幹事代理店)
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
東京都目黒区上目黒 2-1-1 中目黒 GT タワー 9 階

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に2027年4月1日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。